

平成28年度
修学の手引き



鹿児島大学歯学部

目 次

1. 歯学部 of 教育目標等.....	1
2. 履修案内	6
3. 学生生活等	10
4. 鹿児島大学歯学部規則.....	14
5. 鹿児島大学歯学部授業、試験及び進級に関する細則	20
6. 鹿児島大学歯学部第1年次末における進級の仮認定に関する申合せ.....	24
7. 鹿児島大学歯学部共用試験に関する申合せ	26
8. 鹿児島大学歯学部臨床予備実習および臨床実習に関する申合せ.....	27
9. 臨床実習の目標.....	28
10. 鹿児島大学歯学部学生表彰要項	29
11. 鹿児島大学歯学部学生の自主学習のための講義室等利用要項.....	31
12. 鹿児島大学歯学部端末室使用に関する要項	34
13. 鹿児島大学歯学部における学生の成績等開示請求書及び異議 申立てに関する規則	36
14. 授業の出席確認、遅刻・早退の取扱い等に関する注意.....	39
15. 定期試験上の注意（歯学部専門教育科目）	40
16. 歯学部教員名簿.....	41
17. 歯学部講義実習棟周辺略図・桜ヶ丘キャンパスマップ.....	42

1. 歯学部 的教育目標等

【教育目標】

本学部は「歯科医療人である前に良識豊かな人間であれ」という理念のもとに、下記の教育目標を達成する。

1. 全人的歯科医療を实践しうる歯学分野における幅広い知識と創造性に富む歯科医師および歯科医学教育者・研究者の育成
2. 地域医療に貢献しうる幅広い識見と人間性豊かな使命感にあふれる歯科医師および歯科医学教育者・研究者の育成
3. 国際社会においても卓越した貢献をなしうる歯科医師および歯科医学教育者・研究者の育成

【アドミッションポリシー（学生受入方針）】

本学部のディプロマポリシー（学位授与方針）を達成するために、下記のような学生を求めている。

1. 生命への強い関心、人間としての優しさ、奉仕精神にあふれる人
2. 歯科医学の知識や技能を十分理解・修得できる基礎学力のある人
3. 歯科医学に興味を持ち、科学的探求心の豊かな人
4. 幅広い視野と柔軟な感性を持ち、常に考え行動する資質のある人

【カリキュラムポリシー（教育課程編成方針）】

本学部のアドミッションポリシー（学生受入方針）に沿って受け入れた学生を、ディプロマポリシー（学位授与方針）に示す段階へ到達させるために、共通教育科目、導入系科目、基礎系科目、統合系科目、保健・社会系科目、臨床科目、隣接医学系科目、臨床実習の科目群を配置し、下記の方針に基づいて教育課程を編成し、実施する。

1. 共通教育をはじめ学内外で提供される幅広い学習機会を活かし、良識豊かで確かな倫理観をもつ人間形成を行う。
2. 初年次の共通教育および導入系科目を通じて、医療人として欠かせない自然科学、人文社会学への深い理解を促すとともに、医療人の基礎となるプロフェッショナリズムを涵養する。
3. 専門課程教育を通じて論理的思考能力を養い、問題解決能力の定着を図るとともに自己主導型学習の基本的能力を育成する。
4. 充実した教育資源を活かし、患者中心の全人的医療を提供する基本的臨床能力を育成する。
5. リサーチマインドを涵養するとともに、歯科医学研究への導入を行う。
6. 離島歯科巡回診療同行実習をはじめとする地域医療の学習機会を活かし、地域指向型医療人に求められる能力を育成する。
7. 国際社会において歯科医療分野で卓越した貢献をなしうる基本的能力を育成する。

【ディプロマポリシー（学位授与方針）】

本学部の教育目標を達成するため、卒業の時点で、下記の段階に達している者に学位を授与する。

1. 歯科医学の基盤となる自然科学的知識に裏打ちされた論理的思考により、総合的判断ができる。
2. 人文社会科学的分野も含めた幅広い知識を有し、人間の行動について精神心理学的対応ができる。
3. 口腔疾患を全身疾患の一つとしてとらえ、幅広い医学的知識に基づくプライマリ・ケアを実践するための基本的な臨床能力を身につけている。
4. 医療の倫理と法の原則に則り、患者中心の歯科医療を実践できる。
5. 患者との対話を通して、インフォームド・コンセントを得ることができる。
6. 安全管理や危機管理能力を備え、医療事故の防止や的確な感染対策の知識を有している。
7. 他の歯科医師やコ・デンタル・スタッフと連携してチーム医療を実践するためのコミュニケーション能力を身につけている。
8. 口腔疾患の予防と健康増進に関する十分な知識を持ち、地域社会に密着した歯科医師および歯科医学教育者・研究者となりうる能力を持っている。
9. 生涯にわたり自律的に学ぶ習慣を身につけ、科学的根拠に立脚した歯科医療が実践できる。
10. 歯科医学研究者として世界をリードし、国際社会において幅広く活動する素養を身につけている。

コンピテンスとコンピテンシー

【Ⅰ．歯科医師の職責とコミュニケーション】

鹿児島大学歯学部学生は、卒業時に

良識豊かな人間性を身につけるとともに、患者、患者家族、医療チーム構成員を尊重し、適切なコミュニケーション能力を持って医療を実践するとともに、歯科医師としての職責を認識する。

1. 歯科医師としての職責を理解し、倫理観、責任感を持って行動できる
2. 他者を理解、尊重し、誠実に対応できる
3. 患者、患者家族と適切な人間関係を構築し、適切な医療を行うためのコミュニケーションを行うことができる
4. 医療チームの構成員と信頼関係を築き、安全で円滑な医療を行うために必要なコミュニケーションを行うことができる

【Ⅱ．歯科医学および関連領域の知識】

鹿児島大学歯学部学生は、卒業時に

歯科を中心とした医療の基盤を構成する基礎、臨床の各領域とともに、自然科学、人文社会科学分野を含めた幅広い知識を有し、必要に応じて応用する。

1. 人体の正常な構造と機能を理解できる
2. 人体の発生、発達、成長、加齢と死を理解できる
3. 人間の心理、行動を理解できる
4. 病因、構造と機能の異常を理解できる
5. 診断と治療を理解できる
6. 予防と健康増進を理解できる
7. 保健医療、社会福祉と社会環境を理解できる
8. 歯科医学の基盤となる自然科学、人文社会科学を理解できる

【Ⅲ．医療の実践】

鹿児島大学歯学部学生は、卒業時に

患者、患者家族を尊重し、全身的、精神的、社会的状況に配慮した、安全で効果的かつ合理的な患者中心の歯科医療を実践する。

1. 患者中心の医療を理解し、医療面接を適切に実施できる
2. 必要な診察および診断ができる
3. 必要な検査を選択し、結果を解釈できる
4. 高頻度の疾患に対して一口腔単位の治療計画を立案できる
5. 高頻度の疾患に対して基本的臨床手技を実施できる
6. 高齢者、有病者等の配慮が必要な患者に対応できる
7. 医療安全と感染対策に配慮できる
8. 病状説明、患者教育に参加できる
9. 医療情報の特性を理解し、適切に記録、管理できる
10. チーム医療に参加するとともに、その機能の向上に関与できる

【Ⅳ．地域医療とヘルスプロモーション】

鹿児島大学歯学部学生は、卒業時に

離島を含めた地域における医療ニーズを評価したうえで、地域医療の向上に貢献する素養を身につけるとともに、歯科医学、医療に関する各種保険等の制度、行政の規則等に基づく活動を通じた社会貢献を理解する。

- 1．離島を含めた地域における医療ニーズを理解し、解決策を立案することができる
- 2．地域医療に参加し、プライマリ・ケアを実践できる
- 3．離島を含めた地域医療において、各種制度に基づく歯科医師の果たす役割を認識し、行動できる
- 4．ヘルスプロモーションに関わるハード、ソフトを理解し、各種活動に参加できる

【Ⅴ．生涯学習と科学的探究心】

鹿児島大学歯学部学生は、卒業時に

生涯にわたって歯科医療者としての能力を向上し続けるとともに、歯科医学における研究の重要性を認識し、各種情報を正しく評価するとともに、論理的、批判的な思考に基づいて新たな情報を生み出す創造性に富む素養を身につける。

- 1．自らの行動を論理的、批判的に振り返り、生涯に向けた自己研鑽に取り組むことができる
- 2．研究の基礎となる科学的理論や方法論を理解できる
- 3．新しい情報を生み出すための意欲、基礎的素養と研究上の倫理観を身につける

鹿児島大学歯学部のカリキュラムマップ



2. 履修案内

1. 全般

(1) 学年・学期

本学部では学年を前期（原則として4月1日から9月30日）及び後期（原則として10月1日から3月31日）に分ける2学期制をとっており、6年間の修業期間は下記の12期からなります。

1年		2年		3年		4年		5年		6年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期

(2) 授業時限

本学部における授業は、原則として月曜日から金曜日まで各5時限で実施します。

なお、桜ヶ丘キャンパスと郡元キャンパスでは下記のとおり各時限の授業開始・終了時刻が異なるので、注意してください。

<授業開始・終了時刻>

時限	桜ヶ丘キャンパス	郡元キャンパス
1	9:00～10:30	8:50～10:20
2	10:40～12:10	10:30～12:00
3	13:00～14:30	12:50～14:20
4	14:40～16:10	14:30～16:00
5	16:20～17:50	16:10～17:40

(3) 授業の場所（郡元及び桜ヶ丘キャンパス）

修業年限6年のうち、1年次（1～2期）は主に郡元キャンパスで授業を受け、2年次（3期）以降は桜ヶ丘キャンパスで授業を受けることになります。なお、桜ヶ丘デーとして1期～2期についても毎週火曜日は桜ヶ丘キャンパスで授業を受けることになります。

2. 共通教育

(1) 共通教育科目

共通教育は、郡元キャンパスの教育センターで行われます。これらの科目は教育センター発行の「共通教育履修案内」に従って履修してください。またこれらの科目の履修等について不明な点がある場合は、郡元キャンパスの教育センター共通教育係に申し出てください。

(2) キャップ制（履修申請単位数の上限）

本学部の履修申請単位数の上限は、各期30単位となっています。郡元キャンパスで行われる共通教育科目の履修申請を行う場合は、専門教育科目（基礎教育科目および桜ヶ丘デーに行われる授業科目）の単位数も考慮に入れて履修申請する必要がありますので、注意してください。

3. 専門教育

(1) 授業時間割

授業時間割は、毎年度当初に配付します。また、休講や授業日程の変更がある場合は掲示によりお知らせします。

(2) 履修手続き

歯学部で開講する専門教育科目（1年次の基礎教育科目を含む）については、基本的に全科目必修となっており、履修登録は自動で行われるため、特に履修申請を行う必要はありません。

ただし、選択科目（歯学研究Ⅰ～Ⅵ）については、履修する場合は毎年履修申請が必要になりますので、掲示や通知で確認してください。

(3) シラバス

シラバスには、各年度に開講される授業の担当教員、学習目標、授業計画等が記載されていますので、受講するに当たって、必ず事前にシラバスに目を通しておいってください。

シラバスは鹿児島大学のHPから確認することができます。

【鹿児島大学ホームページ】

<https://www.kagoshima-u.ac.jp/education/gakubu-kouengaiyou.html#000142>



（４）欠席届

やむを得ない理由（病気、忌引き等）により授業を欠席する（した）ときは、速やかに欠席届を作成し、理由書（病欠の場合は医師の診断書や通院を証明できる書類、忌引きの場合は会葬礼状の写し等）を添えて授業担当教員に届け出て、確認印を受けた後、歯学教務係へ提出してください。欠席届の様式は歯学教務係窓口または講義実習棟２階の掲示板前で取得できます。なお、所定の手続きを行った場合でも、「鹿児島大学歯学部授業、試験及び進級に関する細則」第５条においては原則として欠席回数として取り扱われますので、注意してください。

また、理由に関わらず、試験・実習等で欠席・遅刻等の連絡が必要な場合は、シラバス等記載の連絡先を確認し、各自で担当分野へ連絡してください。担当分野と連絡が付かない場合は、歯学教務係（099-275-6040）へ電話連絡をしてください。

（５）共用試験

共用試験は「公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構」が提供する全国共通の試験で、臨床実習前に受験します。

知識を評価するコンピューターで出題される CBT と、客観的臨床実技試験 OSCE があり、臨床実習に参加するために、両方に合格することが必要です。なお、共用試験の受験料（平成 27 年度実績：25,000 円）は受験生が負担する必要があります。また、不合格者が再試験を受ける場合は、再度受験料を支払う必要があります。

（６）進級認定

本学部では各年次の年度末に進級判定が行われ、進級の認定が得られない場合は、留年することになります。詳細は「鹿児島大学歯学部授業、試験及び進級に関する細則」を確認してください。

（７）卒業認定

本学部には 6 年以上在学し、卒業要件の必要単位を全て修得した学生に対し、教授会の議を経て卒業が認定されます。

（８）修業年限・在学期間

本学部の修業年限は 6 年です。在学期間は最長で 12 年間までとなり、休学期間も含まれます。なお、特別の事由があると認められた場合には、休学期間を在学期間に算入しない場合があります。

また、学生が同一年次に在学できる期間は各年次 3 年までとなっています。

(9) 休学

疾病その他の理由により、引き続き2か月以上修学できない場合は、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を受けて休学することができます。また、疾病その他の理由により、修学が不適当と認められる者に対しては、学長は、当該学部の教授会の議を経て休学を命ずることがあります。

(10) 退学

退学をしようとする場合は、学則の定めるところにより保証人連署のうえ所定の書式で学長に願い出て許可を受ける必要があります。なお、授業料を納めていない場合は退学を願ひ出ることができませんので、注意してください。この他に、学生としてあるまじき行為を行った場合の懲戒処分として懲戒退学があります。

(11) 除籍

次に該当する場合は除籍となるので注意してください。

- ①鹿児島大学学則第28条及び歯学部規則第8条に規定する在学期間を超えた者
- ②入学料の免除を申請し、不許可又は一部免除になった後、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しない者
- ③授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しない者

3. 学生生活等

(1) 連絡・通知

連絡や通知は、原則として講義実習棟 2 階の掲示板への掲示により行うので、来校したら必ず確認してください。また、一斉連絡、呼び出し、緊急時等にメールで連絡する場合もあるので、メールアドレスや電話番号を変更した場合は、直ちに学務 WEB システムのデータを修正してください。学務 WEB システムのメールアドレス等の登録が誤っている場合、重要な連絡を受け取れなくなる可能性がありますので、注意してください。

(2) 授業料の納付・免除について

①授業料納付について

授業料は、登録された預貯金口座からの引き落としとなっており、授業料引き落としの日が休日の場合は、金融機関の翌営業日になります。

前・後期区分	前期分	後期分
納付日（引き落とし日）	4 月 2 7 日	1 0 月 2 7 日

※新入生の前期授業料のみ 5 月 2 7 日に引き落とします。

②授業料免除及び徴収猶予について

次のいずれかに該当する学生に対して、前期・後期毎に選考のうえ、当該期分の授業料の全額又は半額を免除あるいは徴収猶予する制度があります。申請方法等については掲示でお知らせします。不明な点があれば、経済支援係（郡元キャンパス共通教育棟 1 階学生生活課：099-285-7312）によく相談してください。

(ア) 経済的理由により納付困難であり、かつ学業優秀と認められる者

(イ) 入学前 1 年以内において学資負担者が死亡し、又は学生もしくは学資負担者が風水害の災害を受けた場合

(3) 奨学金について

人物・学業ともに優秀かつ健康であって、学資の支弁が困難であると認められる者に対して、学資の援助を行う日本学生支援機構及び地方公共団体等による奨学制度があります。これらの募集がある場合は、その都度掲示でお知らせします。担当は学生支援係です。不明な点はご相談ください。

(4) 健康管理について

①桜ヶ丘キャンパスには、保健管理センター桜ヶ丘分室が保健学科東研究棟 1 階にあり、基本的に平日の 10 時から 16 時まで保健師 1 名が在室しています。診療内容等は以下のとおりです。

- ・プライマリーケア
- ・軽症外傷者等への対応
- ・医療機関への紹介
- ・保健室機能
- ・休養室としての機能
- ・相談場所としての機能
- ・精神科学医による相談業務（月2回程度）

②発熱時、感染症罹患時の対応

保健管理センターの HP から、感染症申請 Web システムで状況を申請してください。

【鹿児島大学保健管理センターホームページ】

<http://hsc.kuas.kagoshima-u.ac.jp/>

③定期健康診断

郡元キャンパスの保健管理センターでは、毎年4月頃に全学生を対象に定期健康診断を無料で実施しますので必ず受診してください。

また、毎年定期健康診断を受診しなければ、国家試験後の歯科医師免許申請時に提出する健康診断書は保健管理センターから発行されず、各自医療機関で受診して健康診断書を発行してもらうことになりますので、毎年保健管理センターで受診するようにしてください。4月に実施される定期健康診断は、予約制となっていて、3月1日から3日までは、桜ヶ丘地区学生は優先して予約出来る期間となっています。

④実習に参加するために必要な免疫状態の確認について

歯学部生は実習のため医療機関に出入りする機会があり、さまざまな感染症患者と接触する可能性があります。特に実習で、学生が麻疹（はしか）・風疹・水痘（みずぼうそう）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）にかかると、本人が重症化するリスクがあるだけでなく、他の学生や免疫力の低下した入院患者等に感染を広げることになります。

このような事態を回避するため、麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎の4種の感染症及びB型肝炎の免疫状態の確認が必要になります。

確認できる根拠資料（母子手帳の写し、ワクチン接種証明書、抗体検査結果証明書）を学務課学生支援係に必ず提出してください。

ただし、免疫抑制剤の内服、妊娠、その他ワクチン接種できない疾患や事情がある場合は、学生支援係へ相談してください。

■4種感染症（麻疹，風疹，水痘，流行性耳下腺炎） 各自医療機関等で対応してください
 ＜実習参加条件＞

2 回以上のワクチン接種記録があること又は抗体検査の結果が下表基準を満たすこと。

	抗体検査方法	基準値
麻疹	EIA-IgG 法	16.0 以上
風疹	EIA-IgG 法	8.0 以上
	HI 法	32 以上
	LA 法	32 以上
水痘	EIA-IgG 法	陽性
	IAHA 法	4 (1:4)倍以上
流行性耳下腺炎	EIA-IgG 法	陽性

■B型肝炎 2 年次に大学でワクチン接種・抗体検査があります

<実習参加条件>

0、1、6 ヶ月（1 シリーズ）の 3 回 HBV ワクチンを接種し、接種終了後 1 か月以上の間隔で HBs 抗体検査を行い、抗体検査結果が 10 mIU/ml 以上であること。

抗体検査の結果が 10 mIU/ml 未満の場合は、もう 1 シリーズのワクチン接種と抗体検査が必要です。

（5）保険

昨今の学生活動範囲は、大学の内外を問わず非常に幅広いものとなり、それに伴う危険も多様化し不慮の事故が増えています。

臨床実習中における事故など、予期せぬ事態への対応策として、大学の内外を問わず幅広い補償となっている「学生総合共済・学生賠償責任保険」と「学生教育災害傷害保険（略称：学研災）・学研災付帯学生生活総合保険（略称：付帯学総）」がありますので是非加入してください。

なお、他にこれらと同等の補償制度に加入されている場合は、当該制度に加入の必要はありません。

（6）端末室（第 4 講義室）について

歯学部講義実習棟 4 階の第 4 講義室には、学術情報基盤センターの情報端末が設置してあり、授業等で講義室を使用していない時間帯には、自習利用することができます。

利用可能時間 8：30～18：20（土曜、日曜、祝休日を除く）

なお、入退室は、学生証で行うことになりますので、利用する際は必ず学生証を携帯してください。

また、第4講義室や図書館等に備えられた情報端末を使用するには学術情報基盤センターが発行する鹿児島大学 ID、パスワードが必要です。通常は入学時の諸手続きの一環として申請を行いますが、事情により手続きを行っていない場合は学術情報基盤センターで申請する必要があります。

(7) 非常時について

台風等の非常時により大学が休講等の措置をとる場合は、下記サイトに掲載されますので、確認してください。

【鹿児島大学ホームページ】

<http://www.kagoshima-u.ac.jp/education/information/kyuukou.html>

その他非常時の詳細については、学生便覧の「台風等非常時における授業・学期末試験等の取扱いについて」の項に掲載されていますので確認しておいてください。

4. 鹿児島大学歯学部規則

平成 16 年 4 月 6 日

歯規則 第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鹿児島大学歯学部（以下「本学部」という。）における教育に関し、鹿児島大学学則（平成 16 年規則第 86 号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(教育の理念と目的)

第 1 条の 2 本学部は、歯科医療人である前に良識豊かな人間であれという理念のもとに、全人的歯科医療の実践と歯学分野における幅広い知識と創造性に富む歯科医師及び歯科医学教育者・研究者（以下「歯科医師等」という。）の育成並びに南九州地域で唯一の歯科医学教育の拠点として、地域医療に貢献しうる幅広い識見と人間性豊かな使命感にあふれる歯科医師等の育成を目的とする。

(学期)

第 2 条 学年を分けて次の 2 学期とする。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

2 教授会が必要と認めた場合は、前期の授業を 10 月末日まで延長することができる。

(共通教育科目)

第 3 条 共通教育科目は、原則として第 1 年次において進級が認定されるまでの間に履修するものとする。

2 共通教育科目の履修については、鹿児島大学共通教育科目履修規則（平成 16 年規則第 115 号）の定めるところによる。

(専門教育科目)

第 4 条 専門教育科目のうち、必修科目の単位数、履修時期等については、別表第 1 のとおりとする。

2 専門教育科目のうち、選択科目の単位数、履修時期等については、別表第 2 のとおりとする。

(単位の計算方法)

第 5 条 授業科目の単位の計算方法については、次に掲げる基準によるものとする。

(1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 実習については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。

- (4) 一の授業科目について、講義、演習又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、15 時間から 45 時間までの範囲の授業をもって 1 単位とする。
- (5) 1 単位以下の端数単位の扱いに関しては、0～0.25 単位未満は 0 単位、0.25～0.75 単位未満は 0.5 単位、0.75～1.0 単位は 1 単位とする。

(試験)

第 6 条 試験の時期、方法等については、別に定める。

(進級)

第 7 条 進級の認定は、第 1 年次末、第 2 年次末、第 3 年次末、第 4 年次末及び第 5 年次末に行う。

- 2 進級判定に関する事項は、別に定める。
- 3 留学生に関する事項は、別に定める。

(在学期間)

第 8 条 本学部においては、学則第 28 条第 2 項の規定により学生が同一年次等に在学できる期間を各年次 3 年とする。

(再入学)

第 9 条 学則第 34 条第 2 項の規定により、本学部を退学し、又は除籍（第 57 条第 1 号に基づく除籍を除く。）された者が再入学を志願するときは、次に掲げる事項について教授会で審議の上、入学を許可することがある。

- (1) 再入学の時点で退学又は除籍後 4 年を超えていないこと。
- (2) 再入学を志願する者は、原則として退学又は除籍前に相当数の単位（共通教育科目の単位を含む。）を修得していること。
- 2 前項の規定により再入学を許可された学生の入学時期は、原則として学期の始めとする。
- 3 修業年限は、再入学後の修業期間及び退学又は除籍前の修業期間を通算し、修得すべき単位数（共通教育科目の単位数を含む。）は、退学又は除籍前の既修得科目の単位数（共通教育科目の単位数を含む。）と通算する。
- 4 在学期間は、退学又は除籍前の在学期間を含めて 12 年を限度とし、再入学後の在学期間は前条の規定を適用する。

(卒業)

第 10 条 本学部にて 6 年以上在学し、かつ、別表第 1 に定める所定の卒業要件単位を修得した者は、教授会の議を経て卒業を認定する。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 6 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

- 2 平成 10 年度以前入学の者の在学期間は、第 9 条第 4 項の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において、在学する者（以下「在学者」という。）及び同日以降に在学者の属する年次に再入学する者については、改正後の第 8 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において、在学する者（以下「在学者」という。）及び同日以降に在学者の属する年次に再入学する者については、改正後の第 7 条及び第 8 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 7 月 26 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において、在学する者（以下「在学者」という。）及び同日以降に在学者の属する年次に再入学する者については、改正後の第 5 条第 4 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において、在学する者（以下「在学者」という。）及び同日以降に在学者の属する年次に再入学する者については、改正後の第 4 条第 1 項及

び第 10 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において、在学する者(以下「在学者」という。)及び同日以降に在学者の属する年次に再入学する者については、改正後の第 3 条、第 7 条第 1 項並びに第 9 条第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第4条第1項関係)

鹿児島大学歯学部歯学科課程表(平成28年度入学生から適用)

科目区分		授業科目名	開 講 期												単位数		
			1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年				
			1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	1 0 期	1 1 期	1 2 期			
共通教育		小計													30		
		小計（外国人留学生）													32		
専門教育科目（必修科目）	基礎教育科目	統計学基礎	○													2	
		物質の成り立ちと有機化学基礎	○													2	
		物理学基礎		○												2	
		分子生物学基礎		○												2	
		生命科学基礎	○													2	
		小計													10		
	歯学導入系科目	桜ヶ丘デー	歯科臨床早期体験実習	○													2
			全人的歯科医療実践学		○												2
			患者と医療	○													2
			歯科医学入門		○												1
		小計													7		
	基礎系科目	解剖学Ⅰ		○													4
		解剖学Ⅱ			○												4
		口腔解剖学Ⅰ			○												2
		口腔解剖学Ⅱ				○											1.5
		組織学			○	○											3
		生理学			○	○											5
		基礎生化学			○	○											4
		応用生化学						○									1
		歯科理工学			○	○											5
		歯科薬理学Ⅰ				○											2
		歯科薬理学Ⅱ					○										3
		微生物学Ⅰ				○											2
		微生物学Ⅱ					○										3
		病理学Ⅰ					○										4
		病理学Ⅱ									○						1
		小計													44.5		
	会保 系科・社	医系科目Ⅰ						○									2
		社会歯科学						○									1
		小計													3		
	臨床系科目	臨 床 系 科 目	予防歯科学						○								2.5
			歯科保存学						○								4
			歯周病学							○							4
			冠橋補綴学							○	○						5
			有床義歯補綴学							○	○						5
			口腔外科学Ⅰ							○	○						6
			口腔外科学Ⅱ							○	○						6
			歯科麻酔学Ⅰ						○								2
			歯科麻酔学Ⅱ							○							2
			歯科矯正学							○	○						3.5
			小児歯科学							○	○						4
			歯科放射線学Ⅰ						○								4
			歯科放射線学Ⅱ								○						1
			医系科目	医系科目Ⅱ							○						
		医系科目Ⅲ									○						4
		医系科目Ⅳ										○					7
	小計													62			

科目区分		授業科目名	開 講 期												単位数
			1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年		
			1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	1 0 期	1 1 期	1 2 期	
専門教育科目（必修科目）	歯学総合系科目	歯科医療倫理学					○								1
		心身歯科学						○							2
		プロフェッショナルリズムⅠ			○										0.5
		コミュニケーション学					○								1
		プロフェッショナルリズムⅡ								○					0.5
		チーム医療学								○					0.5
		総合歯科医療実践学									○				0.5
		地域体験実習				○									1.5
		地域・離島歯科医療学					○								2
		地域医療学実習						○							1.5
		研究実践概論			○										2
		研究実践Ⅰ					○	○							2
		研究実践Ⅱ						○							2
		国際医療人育成学Ⅰ			○										2
		国際医療人育成学Ⅱ					○								1
		国際医療人育成学Ⅲ								○					1
		国際医療人育成学Ⅳ									○				1
		災害医療・法歯学						○							1
		障害児（者）歯科学								○					1
		歯科東洋医学								○					1
		高齢者歯科学・在宅歯科医療学									○				0.5
		口腔インプラント治療学									○				1.5
		歯科栄養学										○			1
		摂食嚥下リハビリテーション学										○			1
		歯科再生医療学										○			1
		医療関係法規												○	1
		総合歯科学												○	8
		小計													
	臨床実習	臨床予備実習									○				7
		臨床実習Ⅰ										○			17.5
		臨床実習Ⅱ											○		17.5
		小計													
卒業要件単位数：合計															237.5
外国人留学生卒業要件単位数：合計															239.5

別表第2（第4条第2項関係）（平成27年度入学生から適用）

科目区分		授業科目名	開 講 期												単位数
			1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年		
			1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	1 0 期	1 1 期	1 2 期	
（専門教育科目） 選択科目	卒業要件外	歯学研究Ⅰ	／		集 中										2
		歯学研究Ⅱ			○	○									4
		歯学研究Ⅲ					○	○							4
		歯学研究Ⅳ							○	○					4
		歯学研究Ⅴ									○	○			4
		歯学研究Ⅵ											○	○	4

5. 鹿児島大学歯学部授業、試験及び進級に関する細則

平成 22 年 4 月 21 日

歯細則 第 1 号

(目的)

第 1 条 この細則は、鹿児島大学歯学部規則（平成 16 年歯規則第 7 号。以下「規則」という。）第 4 条、第 6 条及び第 7 条の規定に基づき、歯学部の授業、試験及び進級に関する事項を定める。

(出席確認)

第 2 条 各専門教育科目授業担当者（以下「科目担当者」という。）は、授業の度に出欠を確認し記録しなければならない。

(休講届)

第 3 条 科目担当者は、授業を休講しようとするときは、医歯学総合研究科等学務課（以下「学務課」という。）に届け出なければならない。

2 学務課は、前項の届出があったときは、速やかに公示しなければならない。

(補講)

第 4 条 科目担当者は、授業を休講したときは、原則として補講しなければならない。

2 科目担当者は、補講の日時を決定したときは、学務課に届け出るものとする。

3 学務課は、前項の届出があったときは、速やかに公示しなければならない。

(受験資格の認定)

第 5 条 履修した授業科目における試験は、講義及び演習については、総時間数の 3 分の 2 以上、実習（各専門教育科目に属する実習も含む）については、総時間数の 4 分の 3 以上出席した場合に限り受験することができるものとする。

(試験の時期及び方法)

第 6 条 試験の時期及び方法については、科目担当者の定めるところによる。

(試験実施者)

第 7 条 試験実施者は、科目担当者をもって充てる。ただし、科目担当者に事故があるときは、学部長が、他の教員を指定して試験を実施させるものとする。

(試験実施者心得)

第 8 条 試験実施者は、良好な試験環境を保持するとともに、次に掲げることを行わなければならない。

- (1) 試験受験者の出欠を速やかに確認し、記録すること。
- (2) 試験終了後は、受験者数と答案数の合致を確認すること。

(受験者心得)

第9条 試験受験者は、試験実施者の指示に従わなければならない。

(試験遅刻者の取扱)

第10条 試験の開始時刻から原則として30分以上遅刻した者は、受験を認めない。ただし、試験実施者は、あらかじめ遅刻限度時間を変更することができる。

(試験欠席者等の取扱)

第11条 受験資格のある者が、当該試験を受験しなかった場合又は答案を提出しなかった場合は、欠席として取り扱う。

(成績)

第12条 成績は、100点満点とし、60点以上を合格、60点未満を不合格とする。

- 2 成績の表記は、秀（90点以上）、優（80点以上90点未満）、良（70点以上80点未満）及び可（60点以上70点未満）とし、60点未満を不可とする。

(追試験)

第13条 やむを得ない事情によって試験等を受験できなかった者に対して、追試験を行うことがある。

(再試験)

第14条 試験等の結果、合格しなかった者に対して行う再試験は、原則として1回とし、年度末までに行う。

- 2 再試験の方法については、科目担当者の定めるところによる。
- 3 再試験の成績は、60点を上限とする。

(不正行為の措置)

第14条の2 試験の際、不正行為の事実が確認された場合、原則として、当該期の専門教育科目の全履修科目を不合格(0点)とする措置をとる。

- 2 前項の不正行為を行った者については、鹿児島大学学則(平成16年規則第86号)第60条の規定により、学長が懲戒することがある。

(成績提出)

第15条 試験実施者は、試験終了後速やかに学務課へ成績を提出しなければならない。

(進級認定の取扱)

第 16 条 第 1 年次末における進級の認定は、鹿児島大学共通教育科目履修規則（平成 16 年規則第 115 号）に定める所定の要件を満たし、歯学部教授会の認定を得ていること及び第 1 年次後期までに修得しなければならないすべての専門教育科目の単位を修得していることとする。

2 第 2 年次末、第 3 年次末、第 4 年次末及び第 5 年次末に行う進級の認定は、3 月末日までに行い、その条件は、各年次後期までに修得しなければならないすべての専門教育科目の単位を修得していることとする。

3 第 5 年次末の進級の認定は、共用試験（CBT、OSCE）に合格していることとする。

4 共用試験に関し、必要な事項は別に定める。

（進級認定）

第 17 条 進級認定に先立ち、歯学部教育委員会又は同委員会が指定した会議で予備認定を行う。

2 進級認定結果は、認定日の翌日（土日祝日を除く。）に公示するものとする。

（留年者）

第 18 条 進級の認定が得られなかった者は、当該学年に留まり、不合格となった科目に合格しなければならない。なお、合格科目については、当該科目担当者と協議の上、再受講できるものとする。

（開示請求及び異議申立て）

第 19 条 成績等の開示請求及び異議申立てに関する事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 21 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 22 年 10 月 20 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 25 年度後期から平成 26 年度前期まで開講する臨床実習の受験資格については、改正後の第 6 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 27 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

6. 鹿児島大学歯学部第1年次末における進級の仮認定に関する申合せ

平成 24 年 12 月 4 日
教 授 会 決 定
平成 25 年 2 月 20 日一部改正
平成 25 年 4 月 1 日実施
平成 27 年 3 月 18 日一部改正
平成 28 年 3 月 16 日一部改正
平成 28 年 4 月 1 日実施

(趣旨)

第1 この申合せは、鹿児島大学歯学部第1年次末において、共通教育外国語を学ぶ科目群（以下「外国語科目」という。）の単位のみが未修得であり、進級認定要件を満たしていない学生（以下「外国語科目未修得学生」という。）に対する進級の仮認定に関し、必要な事項を定める。

(進級の仮認定を行う条件)

第2 外国語科目未修得学生が、次の各号のいずれにも該当する場合には、鹿児島大学歯学部授業、試験及び進級に関する細則（平成 22 年歯細則第1号）第16条第1項の規定にかかわらず、進級の仮認定を行うものとする。

- (1) 第1年次に履修申請した外国語科目において、鹿児島大学共通教育科目試験規則（平成 16 年規則第 142 号）第2条の規定に基づく受験資格を有し、不合格となった者
- (2) 鹿児島大学共通教育外国語を学ぶ科目群における技能審査合格者等の単位認定規則（平成 16 年規則第 144 号。以下「認定規則」という。）第2条に規定する認定基準において、進級認定要件を満たす外国語科目単位が認定される級位の取得又は得点の獲得を行った者

(進級の仮認定の申請)

第3 進級の仮認定を申請する者（以下「申請者」という。）は、認定規則第3条第1項に定める申請書類、外国語科目の成績の写し及び念書を教育委員会へ提出しなければならない。

- 2 申請期間は、原則として2月15日から2月末日までとする。ただし、当該締切日が、休日及び祝日等に当たるときは、その直後の平日とする。

(進級の仮認定の決定)

第4 進級の仮認定は、申請者から提出された申請書類等に基づき、教育委員会の議を経て、教授会で行うものとする。

(進級の仮認定の取消し)

第5 進級の仮認定を受けた者（以下「進級仮認定者」という。）が、認定規則第3条

に基づく外国語科目単位の認定申請を行わなかった場合は、進級の仮認定を取り消すものとする。

(進級の認定)

第6 進級仮認定者に対する進級の認定は、教育センター会議において認定規則第4条に基づく外国語科目単位の認定が行われたことを教育委員会において確認した後、教授会において行う。

7. 鹿児島大学歯学部共用試験に関する申合せ

平成17年11月16日

歯学部教授会決定

平成18年4月1日一部改正

平成22年4月21日一部改正

平成24年1月18日一部改正

平成25年1月23日一部改正

平成26年12月17日一部改正

平成27年4月1日実施

平成27年7月15日一部改正

平成27年10月1日実施

平成28年2月17日一部改正

この申合せは、鹿児島大学歯学部規則（平成16年歯規則第7号）第6条の規定に基づき、鹿児島大学歯学部共用試験（CBT 及び OSCE）に関し、必要な事項を定める。

第1 共用試験の合否の判定は、同一年度に CBT 及び OSCE がそれぞれ次の基準を満たした場合を合格とする。

(1) CBT は正答率 65%以上

(2) OSCE は得点率 60%以上

第2 CBT が基準を満たさなかった者は、1 回のみ再試験を受験できることとする。

第3 OSCE の再試験は行わないこととする。

第4 共用試験の時期は、その判定も含め臨床実習Ⅰ開始前とする。

第5 共用試験が不合格の者は、原則として臨床予備実習を再受講しなければならない。

第6 共用試験に合格した者が、5 年次前期までに修得しなければならない科目に不合格となり留年した場合、あるいは臨床実習Ⅰを修得できずに留年した場合、この共用試験合格の有効期間は、合格した日から1 年を経過する日の属する年度末までとする。

第7 共用試験合格の有効期間が切れた者は、共用試験を再受験しなければならない。

第8 公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構への入会金及び年会費は鹿児島大学が支払うこととする。

第9 共用試験及び CBT 再試験の受験料は受験生負担とする。

8. 鹿児島大学歯学部における臨床予備実習及び臨床実習に関する申合せ

平成 19 年 4 月 1 日

教 授 会 決 定

平成 27 年 3 月 18 日一部改正

平成 27 年 7 月 15 日一部改正

平成 27 年 10 月 1 日実施

平成 28 年 2 月 17 日一部改正

この申合せは、鹿児島大学歯学部規則（平成 16 年歯規則第 7 号）第 6 条の規定に基づき、鹿児島大学歯学部専門科目である臨床予備実習、臨床実習Ⅰ及び臨床実習Ⅱに関して、必要な事項を定める。

第 1 臨床予備実習、臨床実習Ⅰ及び臨床実習Ⅱについては、全ての診療科から提出された成績の平均をそれぞれの科目の成績とする。ただし、各診療科からの成績のうち 60 点に満たない成績がある場合は、平均点とせず、その科目は不合格とする。

第 2 不合格の場合は、再度履修することとする。

第 3 臨床実習Ⅰの履修要件は、5 年次前期までに修得すべき全ての必修科目の単位を修得した上で、共用試験に合格していることとする。

第 4 臨床実習Ⅱの履修要件は、臨床実習Ⅰの単位を修得していることとする。

9. 臨床実習の目標

- 1 医療における倫理観を持ち、医療者としての役割を認識する。
- 2 歯科医療と口腔保健増進の意義と重要性を理解する。
- 3 患者とその家族、医師、歯科医師並びにコデンタルスタッフとのコミュニケーションの基本を身につける。
- 4 一般歯科診療の基本原則を理解し、基本的臨床能力を習得する。
- 5 歯科の主要疾患と主要症候について、診療の進め方の基本を理解する。
- 6 高度の専門的な診療を要する歯科疾患について、その診療の進め方、専門診療機関・施設への相談・紹介の適応と時期等についての基本を身につける。
- 7 患者の生命にかかわり、重篤な後遺症をもたらす恐れのある歯科疾患について、症状の早期発見と初期対応の基本を学ぶ。
- 8 自己の診療能力の限界を知り、常に万全を期するために他の専門の歯科医師（医師）等に相談する態度・習慣を身につける。
- 9 歯科診療に関する問題を発見して自ら解決する態度を培う。
- 10 地域基盤型歯科医療における社会的側面を認識し、その重要性を理解する。

10. 鹿児島大学歯学部学生表彰要項

平成 24 年 12 月 19 日
教 授 会 決 定

(趣旨)

第 1 この要項は、学業、学術研究活動、課外活動、社会活動において、優秀な成績や活動業績を収めた鹿児島大学歯学部（以下「本学部」という。）学生又は学生団体に対して学部長が行う表彰（以下「表彰」という。）について、必要な事項を定める。

(表彰基準)

第 2 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学部学生又は学生団体について行うことができる。

- (1) 学業において、特に優秀な成果を収め、かつ、他の学生の模範になると認められた場合で、次に該当する本学部学生
 - ア 本学部第 6 年次に在学し、卒業要件を満たした学生で、第 1 年次から第 6 年次までに履修すべき専門教育科目の総合得点が 1 位の者
 - イ 本学部第 6 年次に在学し、卒業要件を満たした学生で、第 2 年次から第 3 年次までに履修すべき専門教育科目のうち基礎系科目の総合得点が 1 位の者
 - ウ 本学部第 6 年次に在学し、卒業要件を満たした学生で、第 3 年次から第 4 年次までに履修すべき専門教育科目のうち臨床系科目の総合得点が 1 位の者
 - (2) 学術研究活動において、特に優秀な成果を収め、かつ、他の学生の模範になると認められた場合で、次に該当する本学部学生
 - ア 国際的、全国的又はこれに準ずる学会において、高い評価を受けた本学部学生
 - (3) 課外活動において、その成果が特に顕著であり、かつ、本学部の課外活動の振興に功績があったと認められた場合で、次に該当する本学部学生又は学生団体
 - ア 地区的規模（九州地区）以上の競技会、展覧会、公演会において、第 3 位までに入賞（これに相当する賞を含む。）した本学部学生又は学生団体
 - (4) 社会活動において、特に顕著な功績があり、本学部の名誉を著しく高めたと認められた場合で、次のいずれかに該当する本学部学生又は学生団体
 - ア ボランティア活動において、顕著な活動が認められた本学部学生又は学生団体
 - イ 人命救助、犯罪防止又は災害防止に貢献した本学部学生又は学生団体
 - (5) その他前各号と同等以上の評価を得たと認められる場合
- 2 前項第 1 号アからウによる同一学生への重複表彰は、認めない。

(他の表彰との重複)

第 3 第 2 第 1 項第 2 号から第 5 号に該当する事由により学長から表彰を受けた本学

部学生又は学生団体への同一事由による表彰は行わない。

(表彰候補学生又は学生団体の推薦)

第4 学年担任、課外活動顧問教員は、第2第1項各号のいずれかに該当すると認められる本学部学生又は学生団体があった場合には、別記様式「表彰候補学生・学生団体推薦書」により学部長に推薦するものとする。

(表彰の審議)

第5 表彰候補学生又は学生団体の推薦があった場合は、教育委員会又は学生委員会の議を経て、教授会で決定するものとする。

(表彰決定の取消し)

第6 表彰予定学生又は学生団体が、鹿児島大学の理念に反する行為を行った場合には、表彰決定を取り消すことがある。

(表彰)

第7 表彰は、学部長が表彰状を授与することにより行う。

2 第2第1項第1号アに該当する者の表彰は徳永賞、第2第1項第1号イ及びウに該当する者の表彰は野井倉賞と称し、受賞者には表彰状の授与にあわせて記念品を贈呈する。

(表彰の時期)

第8 表彰は、原則として教授会又は卒業式の日に行う。

(事務)

第9 表彰に関する事務は、医歯学総合研究科学務課において処理する。

(雑則)

第10 この要項に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、平成24年12月19日から実施する。

2 徳永賞・野井倉賞に関する申合せ(平成17年1月19日教授会決定)は廃止する。

○徳永賞について

徳永賞とは、故徳永純一教授(第2代歯学部長 口腔細菌学講座教授)の御遺族から寄贈された基金をもって、昭和58年度に創設されたものです。

○野井倉賞について

野井倉賞とは、故野井倉武憲名誉教授(初代放射線学講座教授)の御遺族から寄贈された基金をもって、平成16年度に創設されたものです。

1 1. 鹿児島大学歯学部学生の自主学習のための講義室等利用要項

平成 27 年 7 月 15 日

学部長裁定

(目的)

第 1 条 この要項は、鹿児島大学歯学部（以下「本学部」という。）の学生が自主学習を行うための講義室等（以下「自主学習場所」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用者)

第 2 条 自主学習場所を利用できる者（以下「利用者」という。）は、本学部に在籍している学生のみとする。

(自主学習場所及び利用時間)

第 3 条 自主学習場所及び利用時間は、次の表のとおりとする。

学年		自主学習場所	利用時間
1 年次生	通年	第 1 講義室	1 6 : 1 0 ～ 2 1 : 0 0
2 年次生	通年		
3 年次生	通年		
4 年次生	通年		
5 年次生	前期		
	後期	第 1 学生技工室	8 : 0 0 ～ 2 1 : 0 0
6 年次生	前期	第 1 学生技工室	8 : 0 0 ～ 2 1 : 0 0
		第 3 講義室	1 6 : 1 0 ～ 2 1 : 0 0
		第 2 講義室	1 6 : 1 0 ～ 2 1 : 0 0 ※第 3 講義室が利用できない場合使用
	後期	第 4 講義室	講 義 後 ～ 1 6 : 1 0
		第 3 講義室	1 6 : 1 0 ～ 2 1 : 0 0
		第 2 講義室	1 6 : 1 0 ～ 2 1 : 0 0 ※第 3 講義室が利用できない場合使用

(利用日)

第 4 条 自主学習場所の利用は、平日のみとし、本学部の学事日程（入学試験、履修指導、各種会議、講演等）、臨時(学部長許可)に使用する場合及び年末年始の期間は利用できないものとする。

(利用心得の遵守)

第5条 利用者は、別に定める利用心得を遵守しなければならない。

(賠償責任)

第6条 故意又は過失により、自主学習場所に火災その他の事故を生じさせた者には、損害賠償の責任を負わせる場合がある。

(利用の禁止)

第7条 利用者がこの要項及び利用心得に違反した場合は、利用を禁止する場合がある。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、自主学習場所の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成27年9月1日から実施する。

鹿児島大学歯学部学生の自主学習のための講義室等利用心得

講義室等を自主学習場所として利用する者は、以下のことを厳守すること。

1. 一部の学生の独占的な使用を禁じ、多くの学生が平等に使えるように配慮する。
2. 講義室内には安全管理上、学部に関係のない者を立ち入りさせない。
3. 講義室内では騒音・大声等で他の学生の学習に妨げとなる行為は厳に慎む。
4. 講義室内ではタバコを含めた火気を使用しない。
5. 講義室内では整理整頓等に心がけ、常に清潔に利用し、使用後は元の状態に戻す。
 - (1) 机の上・机の中及びその周辺に食べ物・ペットボトルやゴミなどを放置せず、使用後に、必ず、各自で処分する。
 - (2) 私物や教科書・参考書・プリント等は、講義室内に放置せず、使用後に、必ず、ロッカー等に片付ける。
6. 最後に講義室等を退出する者は、窓の戸締まり・エアコンの停止・消灯等を確実に行う。
7. 学生（特に女子学生）の夜間の帰宅が安全になるよう、互いに助け合う。

1 2. 鹿児島大学歯学部端末室使用要項

平成27年 3 月18日

学部長裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、鹿児島大学歯学部講義棟第4講義室パソコン端末室（以下「端末室」という。）の適切な管理運営を図るために、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項で端末室とは、学部学生及び大学院生の授業、自習、情報検索、卒業研究、論文執筆、就職活動などを支援するためにパソコン端末を設置した講義室をいう。

(管理運営)

第3条 端末室の管理運営に関する事項は、歯学部教育委員会及び歯学部情報ネットワーク委員会において協議する。

(使用の基準)

第4条 端末室は、授業、学校行事及び学生の自習に使用するほか、職員の研究利用等に使用させるものとする。また、原則として授業及び学校行事を優先する。

(使用時間等)

第5条 端末室の使用時間は、原則として午前8時30分から午後6時20分までとする。ただし、土、日、休日及び12月28日から翌年1月3日の期間は除く。

(使用手続等)

第6条 端末室の使用手続は、次に掲げるところによる。

- (1) 授業等で端末室を使用する場合は、あらかじめ「講義室等使用許可願」を歯学教務係に提出し、教育委員会委員長の許可を得なければならない。
- (2) 学生が端末室を自習で使用する場合は、インテリジェントカード（学生証にインテリジェントカードとしての機能を付加したもの。以下「学生用カードという。」）及び学術情報基盤センター利用証を作成し、この要項及び鹿児島大学学術情報基盤センター電子計算機システム利用の手引き（以下「電子計算機システム利用手引き」という。）を熟読し、遵守すること。
- (3) 職員が端末室を使用する場合は、インテリジェントカード（職員証にインテリジェントカードとしての機能を付加したもの。以下「職員用カード」という。）を含む。）及び学術情報基盤センター利用証を作成し、この要項及び電子計算機システム利用手引きを熟読し、遵守すること。また、職員用カードについては、鹿児島大学歯学部端末室入退室のためのインテリジェントカードに関する要項（平成27年3月18日学部長裁定。以下「端末室入退室インテリジェントカード要項」という。）を遵守すること。

と。

(使用の中止)

第7条 端末室の使用を許可された者が、使用を中止しようとするときは、速やかに学務課歯学教務係に届け出なければならない。

(転貸の禁止)

第8条 端末室の使用を許可された者は、他の者に一部又は全部を転貸してはならない。
また、学生用カード、職員用カード及び学術情報基盤センター利用証の第三者への貸与を禁止する。

(使用許可の取消)

第9条 端末室の使用許可後においても次の各号の一に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることがある。

- (1) 使用を許可された際の使用目的に違反し、又は使用許可についての条件を履行しないとき。
- (2) 使用願に虚偽の記載があったとき。
- (3) 教育委員会委員長が特に必要があると認めたとき。
- (4) この要項、端末室入退室インテリジェントカード要項及び電子計算機システム利用手引きを遵守しないとき。
- (5) 学生用カード、職員用カード及び学術情報基盤センター利用証を第三者へ貸与したとき。

(賠償責任)

第10条 故意または過失により、端末の損傷及び盗難等が生じた場合、その使用者に対し損害賠償の責任を負わせる場合がある。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、端末室の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

13. 鹿児島大学歯学部における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する規則

平成22年1月20日

歯規則第 1 号

(趣旨)

第1条 この規則は、学生の成績等開示請求及び異議申立て等への対応に関する全学的指針（平成22年1月7日教育研究評議会決定）に基づき、鹿児島大学歯学部（以下「本学部」という。）における学生の成績等開示請求及び異議申立て（共通教育科目に係るものを除く。）に関し、必要な事項を定める。

(対応組織)

第2条 学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する対応は、歯学部教育委員会がこれを行う。

(開示請求)

第3条 本学部の学生は、成績等の開示請求を行うことができる。

2 開示請求の対象は、当該学生の成績評価、進級判定及び卒業判定並びに当該学生が受けた試験の問題、答案及び解答例（文章記述式解答を除く。）とする。ただし、国立大学法人鹿児島大学法人文書管理規則（平成16年規則第131号）に定める保存期間を満了したものについては、開示できない場合がある。

3 社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構の共用試験（以下「共用試験」という。）については、開示請求の対象外とする。

4 開示請求の受付期間は、成績発表及び判定結果の公示日（以下「公示日」という。）から起算して7日以内とする。ただし、異議申立て又は再異議申立て（以下「異議申立て等」という。）を行う場合は、公示日からその回答を受理した日までの期間を加えるものとする。

5 開示請求を行う学生は、成績等開示請求書（別記様式第1号）を学部長に提出しなければならない。

6 学部長は、開示請求日から起算して原則として10日以内に開示請求に対する回答書（別記様式第2号）により回答を行うものとする。ただし、10日以内に開示できない場合は、開示できない理由等を当該学生に説明するとともに、学部長は、その状況を教育担当理事及び学生部長（以下「理事等」という。）に報告するものとする。

(異議申立て)

第4条 本学部の学生は、教学上の判定に不服のある場合は、異議申立てを行うことができる。

2 共用試験のうち本学が関与しない事項については、異議申立ての対象外とする。

- 3 異議申立ての受付期間は、公示日から起算して7日以内とする。ただし、開示請求を行う場合は、公示日からその回答を受理した日までの期間を加えるものとする。
- 4 異議申立てへの回答に不服がある当該学生は、再異議申立てを行うことができる。
- 5 再異議申立ての受付期間は、異議申立ての回答を受理した日から起算して7日以内とする。
- 6 異議申立て等を行う学生は、異議申立書・再異議申立書（別記様式第3号）を学部長に提出しなければならない。
- 7 学部長は、異議申立て等について、速やかに調査等を行い、申立ての日から起算して原則として7日以内に異議申立て・再異議申立てに対する回答書（別記様式第4号）により、回答を行うものとする。
- 8 学部長は、調査等により過失が認められたとき又は疑義が想定されるとき等、7日以内に解決が困難な場合は、当該学生に状況を説明するとともに、その内容を学長、教育担当理事、危機管理室長、監事及び学生部長（以下「学長等」という。）に報告し、対応について協議するものとする。

（調査及び調査結果報告等）

- 第5条 学部長は、異議申立て等に伴う調査等の結果、過失が認められたとき又は疑義が想定されるとき等は、直ちに過失又は疑義の発生原因が特定される時期まで遡って、組織的に調査等を行うものとする。
- 2 前項の調査等は、異議申立て等の日から起算して原則として30日以内に終了するものとし、調査終了後、学部長は、速やかに調査等の結果を学長等に報告するものとする。ただし、調査等に時間を要する場合は、適宜進捗状況を報告するものとする。
 - 3 学部長は、当該学生に対し、適宜途中経過を説明するとともに、調査等終了後にその結果を説明するものとする。
 - 4 学部長は、第3条第6項及び第4条第7項に該当する事案が解決した場合は、理事等に、第4条第8項に該当する事案が解決した場合は、学長等に速やかに報告するものとする。
 - 5 学部長は、調査等の結果、成績評価等における重大な過失又は疑義が判明した場合は、成績評価基準、進級判定基準等の全ての教育の在り方について点検・見直しを行うものとし、重大な過失が判明した場合は、併せて学外有識者等による検証を実施するものとする。

（雑則）

- 第6条 この規則に定めるもののほか、学生の成績等開示請求及び異議申立て等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年1月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において、在学する者(以下「在学者」という。)及び同日以降に在学者の属する年次に再入学する者については、改正後の第 1 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

1 4. 授業の出席確認、遅刻・早退の取扱い等に関する注意

平成28年1月13日
歯学部教育委員会

【授業の出席確認、遅刻・早退の取扱い】

今後、授業の出席確認、遅刻・早退について、原則として以下のとおり取り扱います。

1. 授業開始時に、点呼等により出席確認を行います。
2. 授業開始時の出席確認に遅れた者は、遅刻として取り扱います。
3. 授業終了時まで受講していない者は、早退として取り扱います。
4. 遅刻及び早退は、3回をもって欠席1回とみなします。
5. 30分以上の遅刻及び早退は、欠席として取り扱います。

※公共交通機関の遅れによる遅刻の場合は、遅延証明書を受け取り、授業担当者へ提出すること。

【欠席届の提出、欠席時の連絡】

やむを得ない理由（病気、忌引き等）により授業を欠席する（した）ときは、速やかに欠席届を作成し、理由書（病欠の場合は医師の診断書や通院を証明できる書類、忌引きの場合は会葬礼状の写し等）を添えて授業担当教員に届け出て、確認印を受けた後、歯学教務係へ提出してください。欠席届の様式は歯学教務係窓口または講義実習棟2階の掲示板前で取得できます。

なお、所定の手続きを行った場合でも、「鹿児島大学歯学部授業、試験及び進級に関する細則」第5条においては原則として欠席回数として取り扱われますので、注意してください。

また、理由に関わらず、試験・実習等で欠席・遅刻等の連絡が必要な場合は、シラバス等記載の連絡先を確認し、各自で担当分野へ連絡してください。担当分野と連絡が付かない場合は、歯学教務係（099-275-6040）へ電話連絡をしてください。

【授業は原則として全出席が必要】

授業の出席確認、遅刻・早退、欠席に関する取扱いは上述のとおりですが、そもそも授業は、科目の担当教員が順序立てて構成した授業内容を、その順序にしたがってすべて受講してはじめて、一貫性のある理解ができるものです。したがって、授業には原則として毎時間必ず出席する必要があることは、言うまでもありません。

やむを得ず欠席した場合にも、授業内容を補充するために、休んだ日の授業内容、資料等について担当教員に質問に行くなど、歯学部生としての真摯な姿勢を期待します。

15. 定期試験上の注意（歯学部専門教育科目）

定期試験上の注意

1. 定期試験の前日までに、机の中及び周辺に置いてある私物は全て持ち帰ること。
2. 試験の開始時刻から原則として 30 分以上遅刻した者は、受験を認めない。
3. 解答終了による退室は試験開始 30 分後からとし、この場合には再入室は認めない。
4. 机の上に書かれている落書きは消しゴムで消すこと。
5. 机の上に置けるものは、鉛筆（シャープペンシルも可）・消しゴム・小型定規（直線定規）・鉛筆削り（電動式を除く。）とする。
6. 机の中には何も置かないこと。
7. 時計を使用する場合は、計時機能だけのものとする。
8. 携帯電話・スマートフォンや電子辞書等の電子機器は、電源を切りかばん等に入れること。その際、アラームの設定は解除し、音が鳴らないようにしておくこと。
9. 試験期間中に質問、体調不良、トイレの場合には静かに挙手をする。
10. 不正行為を行った者は、その期に履修した授業科目の考査が無効（再試験も受験不可）になるなど厳重な処置を行う。
11. カンニングペーパー等は見えていなくても、所持しているだけで不正行為とみなす。
12. 携帯電話・スマートフォンや電子辞書等の電子機器を身に付け、電源が入っていることが確認された場合には不正行為とみなす。

16. 歯学部教員名簿

(平成28年4月1日現在)

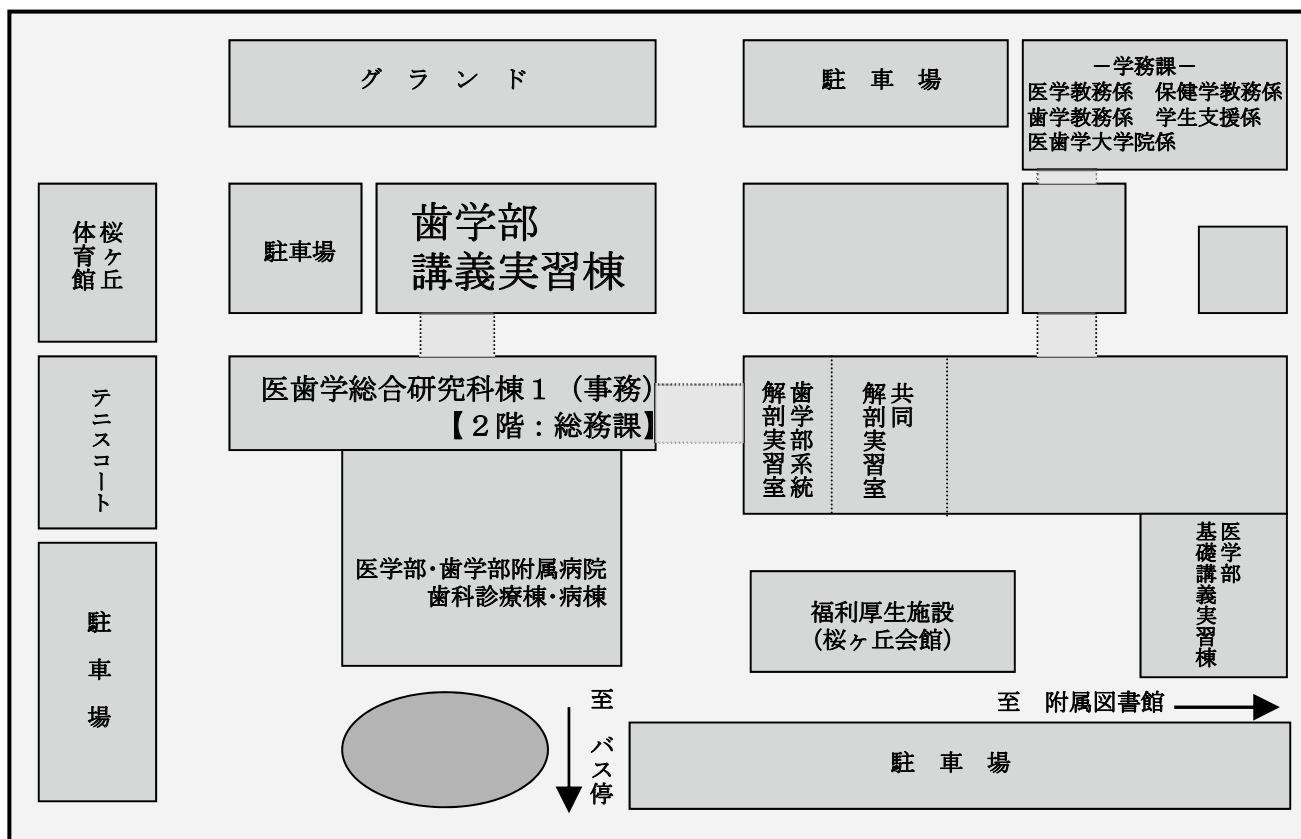
歯学部長 宮 脇 正 一

附属病院副病院長 山 崎 要 一

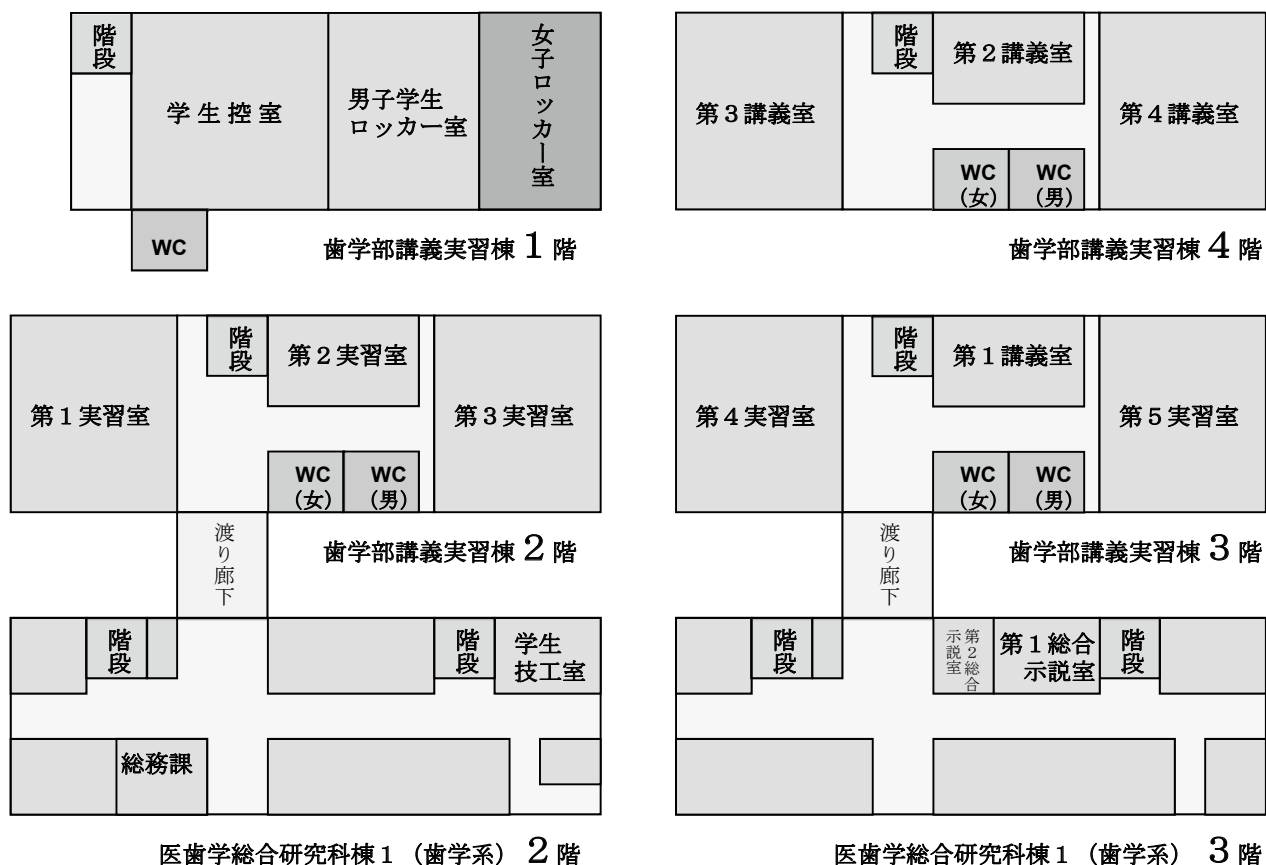
研究分野	旧講座等	教 授	准 教 授	講 師
歯科機能形態学	口腔解剖学(1)	後藤 哲哉	山中 淳之	
人体構造解剖学	口腔解剖学(2)	田松 裕一		
口 腔 生 理 学	口腔生理学	齋藤 充	三浦 裕仁	
口 腔 生 化 学	口腔生化学	松口 徹也	大西 智和	
口 腔 病 理 解 析 学	口腔病理学	仙波 伊知郎		
口 腔 微 生 物 学	口腔細菌学	小松澤 均	松尾 美樹	
歯科応用薬理学	歯科薬理学	佐藤 友昭		増原 正明
歯科生体材料学	歯科理工学	菊地 聖史		河野 博史
心 身 歯 科 学	歯科基礎科学		梶原 和美 信友 建志	
予 防 歯 科 学	予防歯科学	於保 孝彦	山口 泰平	※佐藤 節子
歯 科 保 存 学	歯科保存学(1)	西谷 佳浩	徳田 雅行	
歯 周 病 学	歯科保存学(2)	野口 和行	白方 良典	※町頭 三保 ※中村 利明
咬 合 機 能 補 綴 学	歯科補綴学(1)	南 弘之		※嶺崎 良人
口 腔 顎 顔 面 補 綴 学	歯科補綴学(2)	西村 正宏	西 恭宏	※村上 格
顎 顔 面 疾 患 制 御 学	口腔外科学(1)	杉浦 剛	上川 善昭	
口 腔 顎 顔 面 外 科 学	口腔外科学(2)	中村 典史	野添 悦郎	※比地岡浩志
歯 科 矯 正 学	歯科矯正学	宮脇 正一		八木 孝和 ※友成 博
小 児 歯 科 学	小児歯科学	山崎 要一	岩崎 智憲	※佐藤 秀夫
顎 顔 面 放 射 線 学	歯科放射線学	馬嶋 秀行	犬童 寛子	※末永 重明 ※松本 邦史
歯科麻酔全身管理学	歯科麻酔科	杉村 光隆	梶谷 淳	※真鍋 庸三
歯科医学教育実践学		田口 則宏		

(備考) ※印は附属病院所属の教員を示す。

17. 歯学部講義実習棟周辺略図



歯学部講義室・実習室等配置略図



桜ヶ丘キャンパス

医学部

歯学部

医歯学総合研究科

医学部・歯学部附属病院



- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ① 医学部臨床講義棟 | ②② 歯学部講義実習棟 |
| ② 医歯学総合研究科棟3(臨床医学系) | ②③ 桜ヶ丘体育館 |
| ③ // | ②④ 体育器具庫 |
| ④ (新臨床医学系) | ②⑤ 医学部保健学科東研究棟 |
| ⑤ 難治ウイルス病態制御研究センター | ②⑥ 医学部保健学科西研究棟 |
| ⑥ 医歯学総合研究科棟2(基礎医学系) | ②⑦ 地域医療支援センター |
| ⑦ 医歯学総合研究科棟5 | ②⑧ 共通教育棟 |
| ⑧ RI実験施設 | ②⑨ MRI-CT装置棟 |
| ⑨ 動物実験施設 | ③⑩ 医療情報施設 |
| (自然科学教育研究支援センター) | ③⑪ 鶴陵会館 |
| ⑩ 福利厚生施設(桜ヶ丘会館) | ③⑫ 桜ヶ丘武道場 |
| ⑪ 学生宿舎 | ③⑬ 弓道場 |
| ⑫ 医学部・歯学部附属病院看護師宿舎 | ③⑭ 患者用立体駐車場 |
| ⑬ // | ③⑮ さくらっ子保育園 |
| ⑭ 附属病院医科病棟 | ③⑯ 中央診療棟 |
| ⑮ // | ③⑰ 救急集中治療棟 |
| ⑯ 附属病院医科診療棟 | ③⑱ レジデントハウス |
| ⑰ // | ③⑲ C棟 |
| ⑱ 附属病院管理棟 | ④⑰ 医歯学総合研究科仮設研究実験棟 |
| ⑲ 医学部基礎講義実習棟 | |
| ⑳ 医歯学総合研究科共同利用研究棟 | |
| ㉑ 中央機械棟 | |
| ㉒ ポンプ室 | |
| ㉓ 附属図書館桜ヶ丘分館 | |
| ㉔ サークル棟 | |
| ㉕ 実験廃液処理施設 | |
| ㉖ 医学部・歯学部附属病院歯科診療棟・病棟 | |
| ㉗ 医歯学総合研究科棟1(歯学系) | |

